

## 📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第41号(2019年1月)

### 📎 << 養子縁組の取消し\_無許可で被後見人を養子にした場合 >> 📎

#### 📌 [被後見人を養子にするには?]

後見人が、後見人によって保護される未成年被後見人や成年被後見人を自分の養子とする場合には家庭裁判所の許可を得なければなりません

何故、家庭裁判所の許可が必要なのでしょう  
か?

#### 📌 [不正を防止する為]

家庭裁判所の許可が必要としている理由は、後見人の不正を防止する為です。

例えば、未成年である姪っ子の財産を管理している後見人のおじが、その管理している財産を着服したり、或いは、管理を失敗して損失を出してしまった場合等にこれらの事実をごまかす為にその姪っ子を自分の養子にしてしまう、という不正が行われる場合があります。

このような不正を防止する為に後見人が被後見人を養子にする場合には、家庭裁判所の許可が必要と定められている訳です。

#### 📌 [財産管理の計算が完了しない間も同様]

後見人としての任務は終了したものの被後見人の財産計算がまだ完了していない場合には、その財産計算が完了していない期間中も家庭裁判所の許可無しに後見人が被後見人を養子にする事は出来ません。

#### 📌 [条件に違反した養子縁組は?]

何らかの理由により、家庭裁判所の許可を得ずに養子縁組が成立してしまった場合にはどうなるのでしょうか?

#### 📌 [取り消しの対象になる]

家庭裁判所の許可を得ずに成した養子縁組は、取り消しの対象となります。

この取り消しは、養子本人又は養子の実家側の親族から家庭裁判所に請求する事が出来ます。

#### 📌 [取り消しが出来なくなってしまう場合]

上記の取り消しの請求は、後見の為の財産管理計算が完了した後、養子本人が改めてその養子縁組を承認(追認)したり、又は、その財産管理の計算完了の時から6ヶ月を経過してしまうと、原則としてその養子縁組を取り消す事は出来なくなってしまう。

#### 📌 [承認(追認)するには条件がある]

養子本人が改めてその養子縁組を承認をする為には、養子本人が成年に達しているか、又は、行為能力を回復、つまり、後見開始の審判が取り消された後でなければ、その承認は効力を生じません。

#### 📌 [「6ヶ月」には特例もある]

財産管理計算が完了した時点において、その養子が成年に達しておらず、又は、後見開始の審判が取り消されていない場合には、「6ヶ月」の起算は、養子が成年に達した時、又は、後見開始の審判が取り消された時から起算することになります。

📌 [終わり] 📌